

社会福祉法人ふくちやま福祉会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ふくちやま福祉会（以下「法人」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程でいう役員等は次の者をいう。

- 1 理事、監事、評議員、評議員選任・解任委員
- 2 苦情解決第3者委員

(費用弁償)

第3条 費用弁償を行う役員等は、次のとおりとする。

- (1) 前条で規定する者
- (2) その他理事長が費用弁償の必要を認めた者
- 2 役員等が、業務の執行、または会議等に出席する場合に費用弁償する。
 - (1) 理事長は、法人を代表しその業務の執行にあたるため、年額45,000円を費用弁償として支給する。ただし、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合は日額1,500円を別に支給する。
 - (2) 監事は、理事の職務執行および法人及び事業所が適正な運営を行う上での監査、状況調査業務にあたるため、年額30,000円を費用弁償として支給する。ただし、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合は日額1,500円を別に支給する。
 - (3) 理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会への出席
 - (4) 定期及び臨時の監事監査
 - (5) 行政機関による指導、監査等の立会い
 - (6) 苦情となった案件の解決に向けて対応された日
 - (7) 研修会、他法人の視察
 - (8) その他理事長の要請を受けて出席する会議
- 3 前項の(3)から(6)の業務の場合は、費用弁償として日額1,500円を支給する。ただし、(3)から(5)の会議が同日に開催され双方の会議に出席したときは、1回のみの日額とする。
- 4 第2項の(7)、(8)の場合は、法人職員の旅費規程に定めるところにより、その費用を弁償する。

(適用除外)

第4条 常勤職員で法人の役員等を兼務する者は、この規程を適用しない。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、2021（令和3）年12月17日から施行する。

（なお6月25日時点の第16期役員（理事・監事）、第10期評議員、評議員選任・解任委員、苦情解決第3者委員に遡って適用する。）